

玉名市景観条例の変更概要

ポイント1 太陽光発電施設の追加

これまで 記載なし(対象外)

変更案 ※熊本県景観条例と同様

- ・工作物の定義を示す**規則**第2条第1項に、第14号 太陽光発電施設を追加
- ・特定施設の定義を示す**規則**第3条に、第7号 太陽光発電施設を追加

ポイント2 特定施設に事務所を追加

これまで 記載なし(対象外)

変更案

- ・特定施設の定義を示す**規則**第3条に、第6号 事務所を追加
- (ガイドライン) ・事務所等…業務を行う事務所、不動産業を営む店舗、買取専門業等

その他、景観形成推進地区における届出対象行為規模の明記

これまで

条例第7条第1項第1号「景観形成推進地区における次に掲げる行為で、景観計画に定める規模のもの」により規定。(すなわち、「景観計画」で規定。条例では行為の種類を示し、対象となる規模については記載なし。)

変更案 ※熊本県景観条例、玉名市条例における景観形成準備地区、一般地区と同様

条例第7条第1項第1号の条文を修正のうえ、**規則**に対象規模を規定。

その他、届出対象行為規模(景観形成基準)の変更を反映

景観形成準備地区・一般地区における柵・塀の届出対象行為規模の変更を反映

これまで

規則第4条3項 届出が必要な柵・塀の規模は、高さ2メートル

変更案

規則第4条3項 届出が必要な柵・塀の規模は、高さ2メートル及び長さ30メートル

玉名市景観条例、景観条例施行規則の規定

項目	条例 /規則	変更前 /後	景観形成推進地区	景観形成準備地区 一般地区	特定施設
対象行為	条例	変更前	第7条1項1号ア～ケ	第7条1項2号ア～ク	第7条2項2号
		変更後	同上	同上	同上
対象規模	規則	変更前	—	第4条1～11項	—
		変更後	同上	第4条1～12項	同上
適用除外	条例	変更前	第9条1項1号	第9条1項3号	第9条1項2号
		変更後	同上	同上	同上
	規則	変更前	第8条1項1号	第8条3項1～7号	第8条2項1号
		変更後	第8条1項1号ア～カ	同上	同上

参考*条例第7条第2項「次に掲げる行為をしようとする者は、その旨を市長に届け出なければならない。」

←条例第7条第1項「法第16条第1項の規定による届出の対象となる行為は、次に掲げる行為とする。」

・自動販売機…条例第7条第2項1号イ

・広告物…　条例第7条第2項1号ウ、規則第9条第1項第2号

※自動販売機、広告物について、熊本県、天草市の規定(書き方)と同じ。